

# 自動販売機設置業者募集要領（公募型見積合わせ）

小松市経済環境部環境推進課では、エコロジーパークこまつリサイクルセンターに自動販売機を設置する業者を募集します。

参加を希望する方は、この募集要領の内容を承知の上、下記4に示す申込書類を提出してください。

## 1 目的

リサイクルセンターの利用者へのサービス向上及び自動販売機設置業者の公平な選定、見積方式による歳入向上を図るため、自動販売機を設置する業者を募集するもの。

## 2 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績が3年以上ある者
- (3) 市税、県税及び国税を完納していること
- (4) 以下に掲げる者に該当していないこと及び今後についても該当しないこと。
  - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者をいう。）である者
  - ② 反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者
  - ④ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (9) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

## 3 募集事項等

- (1) 設置場所及び面積

財産の名称：エコロジーパークこまつ リサイクルセンター

所在地：小松市大野町信三郎谷1番地

財産管理者：小松市長

物件番号	場所	面積	台数	種類
1	1階 玄関 (配置図)	0.90m×2.00m 1.80 m <sup>2</sup>	1台	ペットボトル容器・缶

(注1) 許可面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

(注2) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

(2) 設置期間

令和8年5月1日から令和9年9月30日までとします。

ただし、自動販売機設置の必要性並びに設置業者の管理運営状況を勘案し、公用、公共用として支障がないと判断することができる場合には、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、令和9年10月1日から2年を限度（最大令和11年9月30日まで）に、1年を単位として更新できます。

(3) 最低売上料率

10.0%

(4) 参考情報

① 電気料

1kWhあたりの平均電気料：17円（税抜）

※令和7年3月1日から令和8年2月28日までの実績

② 既設自動販売機の売上実績

物件番号	場所	種類	売上数量
1	1階 玄関 (配置図)	ペットボトル容器・缶	1,397本 職員玄関での実績

(注1) 令和7年3月1日から令和8年2月28日までのリサイクルセンター売上実績

(注2) **設置箇所は従来2か所(クリーンセンター・リサイクルセンターに各1)を今回1か所に集約。設置場所は職員の利用を想定し職員玄関としていたが、今回玄関(正面)へ変更し、持ち込みごみ搬入者の利用も想定しております。**

#### 4 申込書類の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類
①	参加申込書（様式第1号）
②	法人登記簿謄本，又は住民票
③	誓約書（様式第2号）
④	役員等名簿（様式第3号）
⑤	納税証明書
⑥	業務実績に関する申告書（様式第4号）
⑦	売上料率見積書（様式第5号）

(注1) ②，⑤については，発行後3カ月以内の原本とします。

(注2) ⑤については，次の証明書を提出してください。

市税：小松市税について滞納の額がないことの証明書

県税：県税について滞納の額がないことの証明書

国税：『申告所得税・法人税』及び『消費税及び地方消費税』について未納税額がないことの証明書

(2) 提出期間 令和8年3月18日(水)から令和8年4月7日(火)までの  
午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

(3) 提出場所 小松市役所2階 経済環境部環境推進課 廃棄物担当

(4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(必着)

※封筒に入れ密封し、「エコロジーパークこまつりサイクルセンター自動販売機設置業者参加申込書」と明記してください。

※電話、FAX、電子メールによる受付はできません。

《郵送の場合の宛先》

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

小松市役所 経済環境部環境推進課 廃棄物担当

## 5 選定日

令和8年4月8日(水)

## 6 設置業者の決定

- (1) すべての物件の見積書の同時開封により、売上料率が高い順に選定します。
- (2) 売上料率が同率の場合は、同率業者によるくじ引きとします。
- (3) 設置業者を決定したときは、応募者(決定者のみ)に通知するとともに、後日小松市ホームページに決定率、設置業者を掲載します。

## 7 無効の見積書

次の売上料率の見積は無効とします。

- (1) 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (3) FAX又は電子メールによる見積
- (4) 署名又は記名押印のない見積
- (5) 見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- (6) 売上料率の訂正をしたもの。
- (7) 指定の期間内に提出しなかったもの
- (8) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

## 8 使用許可申請の手続き

設置業者に決定した方は、決定の通知後、速やかに行政財産使用許可申請書を提出してください。

## 9 設置業者の決定又は使用許可の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置業者の決定又は使用許可を取り消します。
  - ① 許可物件を公用・公共用に供する必要性が生じたとき
  - ② 小松市の都合により使用許可を取り消す必要性が生じたとき
  - ③ 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき

- ④ 設置業者が応募資格要件を失ったとき
- ⑤ 提出書類に故意に虚偽の事項を記載したとき
- ⑥ 著しく社会的信用を損なう行為により、設置業者として相応しくないと本市が判断したとき
- ⑦ 使用許可の条件に違反する行為があったとき
- ⑧ 設置業者から申し出があったとき

(2) 上記③から⑧の場合は、次点者に確認のうえ、次点者を設置業者（最低料率以上）とします。以降、次点者が辞退した場合も同様とします。この場合、決定した次点者は、自身が提示した見積りで設置することとします。

## 10 自己都合による自動販売機の撤去

設置業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3ヶ月前までに小松市に書面（様式任意）により通知してください。

## 11 原状回復

設置業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復してください。また、上記9により許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を小松市に請求することはできません。

## 12 その他

使用許可の手続き及び設置・撤去に関する一切の費用については、設置業者の負担とします。

## 13 問い合わせ先

小松市役所 経済環境部環境推進課 廃棄物担当

T E L 0761-24-8069（直通）

F A X 0761-23-6404

E-mail [eco@city.komatsu.lg.jp](mailto:eco@city.komatsu.lg.jp)